

栗東市告示第1026号

りっとう市内飲食店感染防止対策支援金給付要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

栗東市長 野村 昌弘

りっとう市内飲食店感染防止対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度実施要綱の規定に基づく認証制度（以下「認証制度」という。）により、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施していることの認証を受けた飲食店に対し、りっとう市内飲食店感染防止対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で給付することについて、栗東市補助金等交付規則（昭和63年栗東町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2条 市長は、支援金の給付の実施について、その事務を栗東市商工会に委託する。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 認証制度に基づく認証を受けていること。
- (2) 認証を受けた飲食店を市内に有すること。
- (3) 認証を受けた後も引き続き感染防止対策に取り組みながら営業を継続していること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(給付額等)

第4条 支援金の給付額は、1店舗当たり3万円とする。

2 支援金の給付は、1店舗につき1回限りとする。

(申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者は、りっとう市内飲食店感染防止対策支援金給付申請書兼請求書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに内容を確認のうえ給付の可否を決定し、りっとう市内飲食店感染防止対策支援金給付決定通知書（別記様式第2号）又はりっとう市内飲食店感染防止対策支援金不給付決定通知書（別記様式第3号）により通知し、給付を

決定した当該給付対象者に対し支援金を給付する。

(給付の決定の取消し)

第7条 市長は、支援金の給付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたと認めるときは、当該給付の決定の全部又は一部を取り消し、りっとう市内飲食店感染防止対策支援金給付決定取消通知書（別記様式第4号）により通知する。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が給付されているときは、当該給付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を請求し、りっとう市内飲食店感染防止対策支援金返還通知書（別記様式第5号）により通知する。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 支援金の給付を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。